

3-2-5 地域社会等の状況

(1) 学校、病院の配置

調査地域における学校、病院その他環境の保全において配慮が必要な施設の分布の状況を図 3-2-9 に示す。調査地域において、保育園 1 園、幼稚園 3 園、小学校 2 校、中学校 1 校、高等学校 1 校、児童福祉施設が 1 箇所、診療所が 11 箇所立地している。

出典：「愛知県オープンデータカタログ(まなぶ、あそぶ)、(暮らし、安全)」(愛知県ウェブサイト)

(2) 文化財

ア 指定文化財

調査地域において、「文化財保護法」(昭和 25 年法律第 214 号)等により指定された文化財は存在しない。

なお、文化財の状況の把握は、有形文化財(建造物)、記念物(史跡、天然記念物)及びそれに類するものを対象とした。

出典：「マップあいち(愛知県文化財マップ)」(愛知県ウェブサイト)
「市指定文化財」(名古屋市ウェブサイト)

イ 埋蔵文化財包蔵地

調査地域における埋蔵文化財包蔵地の状況を表 3-2-9、図 3-2-10 に示す。

表 3-2-9 埋蔵文化財包蔵地の状況

包蔵地名	種別	時代	備考
山崎城跡	城館跡	中世	東北側に懸崖を残す、近來土木工事により北半分は削平され消滅。
呼続遺跡	集落跡、貝塚	弥生・古墳・奈良・平安・中世	貝塚は校舎、宅地下となり湮滅。 遺構：住居跡・溝状遺構 遺物：弥生土器・土師器・須恵器・灰釉陶器・山茶碗
桜本1丁目遺跡	遺物散布地	弥生・古墳	宅地となり湮滅。 遺構：溝状遺構 遺物：弥生土器・土師器・板状木製品・石斧
戸部一色城跡	城館跡	中世	滅失。
松城町遺跡	遺物散布地	平安	溝(?)、道路沿いに黒色土一部残存。
大門遺跡	遺物散布地	弥生・中世	濠(?)、断面崖面に露呈。 遺物：弥生土器・山茶碗
寺部城跡	城館跡	中世	滅失。
廻間遺跡	遺物散布地	平安・中世	自動車車庫の下に包含層残る。 遺物：灰釉陶器
星崎城跡	城館跡	中世	主要部は笠寺小学校校地、北側に堀跡を残す。 遺構：濠状遺構
本城町遺跡	遺物散布地	縄文・弥生・古墳・近世	削平され住宅地となり湮滅。 遺構：濠状遺構・土壇群 遺物：縄文土器・弥生土器・土師器・須恵器・近世陶器・山茶碗

出典：「マップあいち(埋蔵文化財・記念物)」(愛知県ウェブサイト)

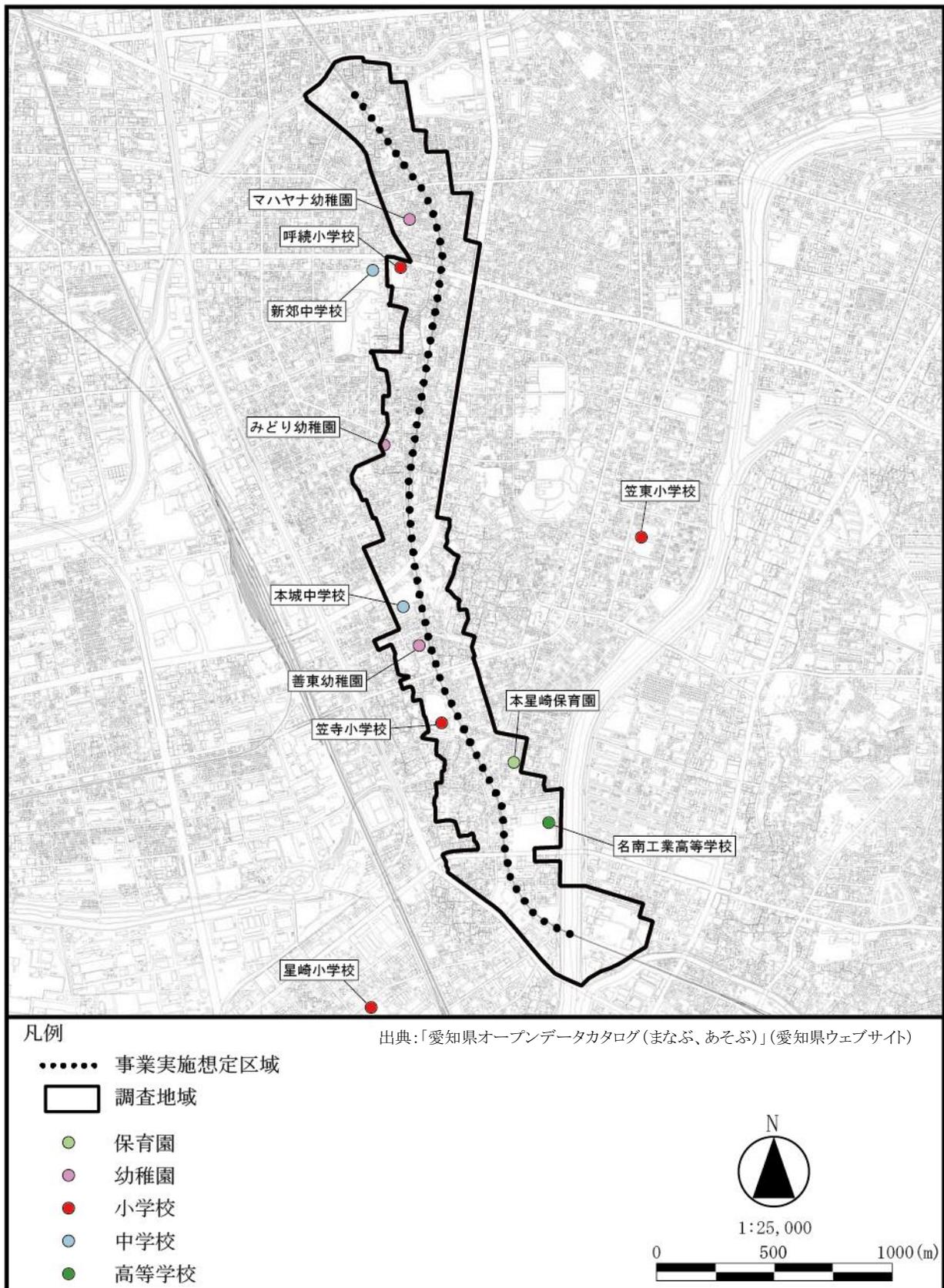


図 3-2-9(1) 学校、病院等の環境の保全において配慮が必要な施設の分布の状況

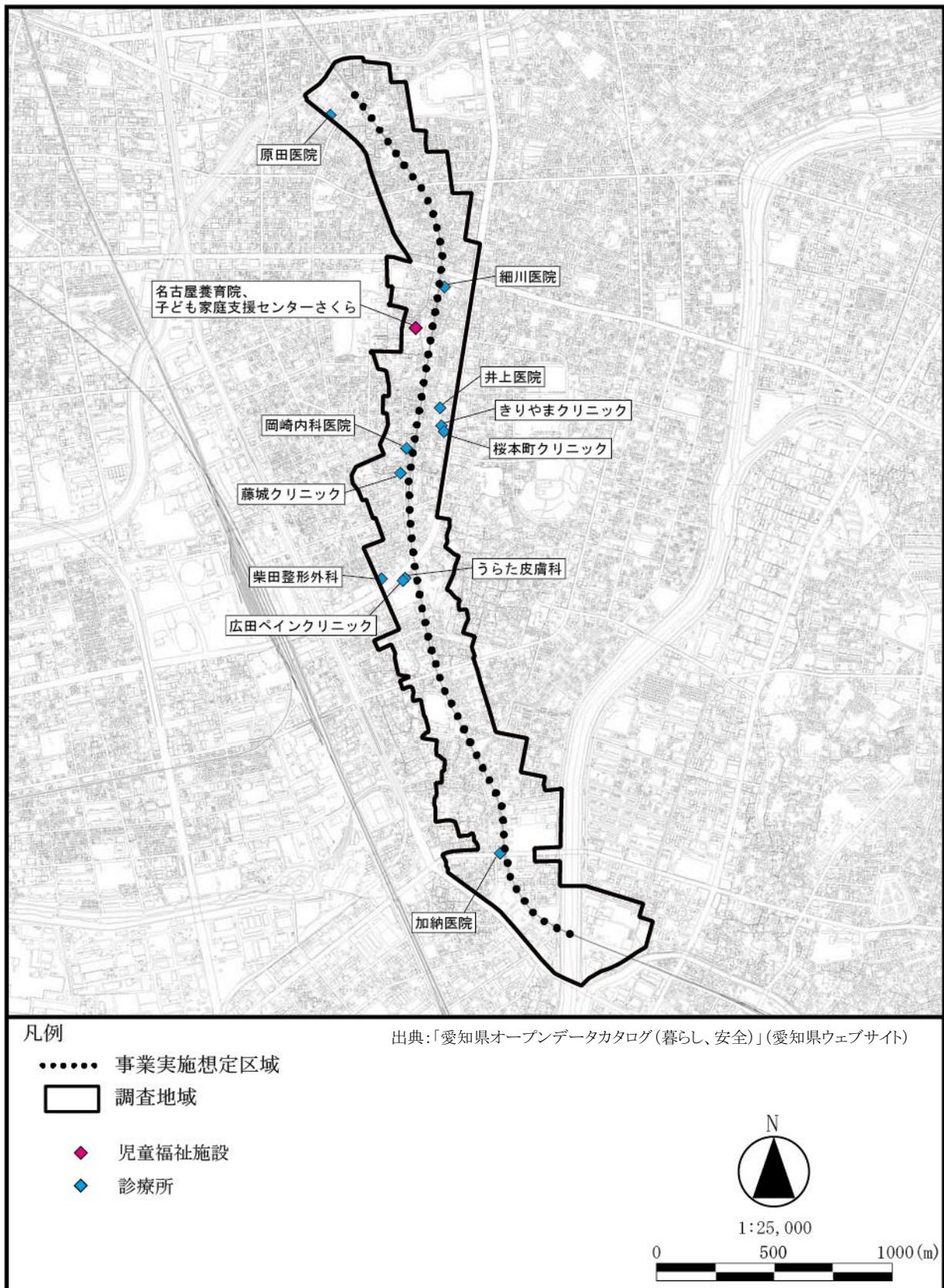


図 3-2-9(2) 学校、病院等の環境の保全において配慮が必要な施設の分布の状況

(3) コミュニティ施設

調査地域周辺におけるコミュニティセンターの状況を図 3-2-11 に示す。調査地域内に笠寺コミュニティセンターが存在している。

出典:「コミュニティセンターなど」(名古屋市ウェブサイト)

(4) 交通安全

名古屋市内の平成 29 年における交通事故死者数は 39 人となっており、前年からは 9 人増加した。内、南区では 0 人、緑区では 3 人となっており、前年から南区で 1 人減少、緑区で 1 人増加した。

出典:「市内の交通事故発生件数(平成 29 年中)」(名古屋市ウェブサイト)

(5) 上下水道の普及状況

名古屋市における上水道(水道)普及率は、平成 28 年度末において 100.0%、下水道普及率は 99.8% となっている。

出典:「平成 29 年版名古屋市統計年鑑」(名古屋市ウェブサイト)

(6) 廃棄物

名古屋市におけるごみ収集状況を表 3-2-10 に示す。平成 28 年度のごみ収集量は南区が 24,763t、緑区が 42,458t となっている。また、資源収集量は南区、緑区ともにプラスチック製容器包装が最も多くなっている。

表 3-2-10 ごみ収集状況(平成 28 年度)

単位:t

項目		市・区	南区	緑区	名古屋市
ごみ収集	可燃ごみ		23,168	40,194	383,567
	不燃ごみ		1,104	1,575	17,477
	粗大ごみ		374	659	7,004
	環境美化		117	29	1,656
	合計		24,763	42,458	409,704
資源収集	空きびん		865	1,467	14,899
	空き缶		194	261	2,969
	プラスチック製容器包装		1,710	2,932	26,186
	紙製容器包装		590	1,100	9,812
	ペットボトル		409	648	8,529

出典:「事業概要(平成 29 年度資料編)」(名古屋市環境局、平成 29 年)

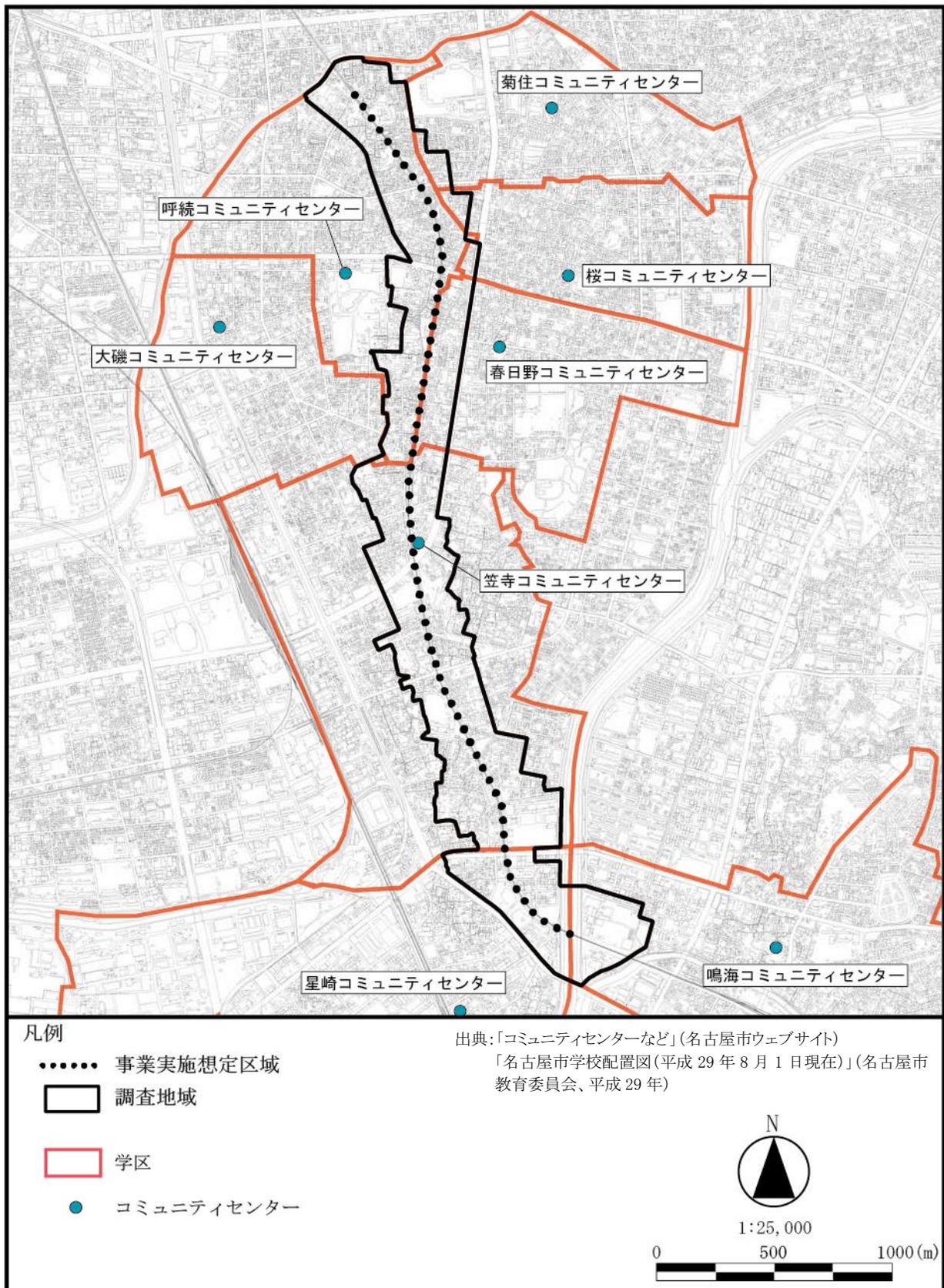


図 3-2-11 コミュニティセンターの状況

3-2-6 関係法令の指定・規制等

(1) 大気質

ア 環境基本法及びダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準等

「環境基本法」(平成5年法律第91号)に基づく大気汚染に係る環境基準を表3-2-11に、有害大気汚染物質に係る環境基準を表3-2-12に、微小粒子状物質に係る環境基準を表3-2-13に示す。

また、「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成11年法律第105号)に基づくダイオキシン類の環境基準を表3-2-14に示す。

表 3-2-11 大気汚染に係る環境基準

物質	環境基準	長期的評価方法
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	年間にわたる1日平均値である測定値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が0.04ppm以下であること。ただし、1日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。
二酸化窒素	1時間値の1日平均が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	年間における1日平均値のうち、低い方から98%に相当する値が0.06ppm以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	年間にわたる1日平均値である測定値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が10ppm以下であること。ただし、1日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	年間にわたる1日平均値である測定値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が0.10mg/m ³ 以下であること。ただし、1日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続しないこと。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。(ただし、5時から20時の昼間の時間帯についての1時間値を評価する。)	—

注) 1. 光化学オキシダントには長期的評価方法は定められておらず、評価の方法としては、5時から20時の昼間時間帯についての1時間値を評価するとしている。

2. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

出典:「大気汚染に係る環境基準について」(昭和48年環境庁告示第25号)

「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年環境庁告示第38号)

表 3-2-12 有害大気汚染物質に係る環境基準

物質	環境基準	評価方法
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。	同一地点における1年平均値と認められる値との比較によって評価する。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	同一地点における1年平均値と認められる値との比較によって評価する。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	同一地点における1年平均値と認められる値との比較によって評価する。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。	同一地点における1年平均値と認められる値との比較によって評価する。

注) 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

出典:「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」(平成9年環境庁告示第4号)

表 3-2-13 微小粒子状物質に係る環境基準

物質	環境基準	評価方法
微小粒子状物質	1年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。	1年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1日平均値のうち98パーセンタイル値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。

注) 1. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が $2.5\mu\text{m}$ の粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後採取される粒子をいう。

2. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

出典:「微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について」(平成21年環境省告示第33号)

「微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について(通知)」(平成21年環水大総発第090909001号)

表 3-2-14 ダイオキシン類に係る環境基準

物質	環境基準	評価方法
ダイオキシン類	年間平均値が $0.6\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$ 以下であること。	同一測定点における1年間のすべての検体の測定値の算術平均値により評価する。

注) 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

出典:「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準について」(平成11年環境庁告示第68号)

イ 公害関係法令、条例による排出基準等

(ア) 名古屋市条例による環境目標値

「名古屋市環境基本条例」(平成 8 年名古屋市条例第 6 号)により、環境目標値が定められている。大気汚染に係る環境目標値を表 3-2-15 に示す。

表 3-2-15 大気汚染に係る環境目標値

市民の健康の保護に係る目標値

物質	環境目標値	達成時期
二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であること。	平成 35 年度
浮遊粒子状物質	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20 mg/m ³ 以下であること。	平成 35 年度
微小粒子状物質	1 年平均値が 15 μg/m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 μg/m ³ 以下であること。	達成し、維持するよう努めるものとする。
光化学オキシダント	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。	早期に達成するよう努めるものとする。

- 注) 1. 地域は、名古屋市全域とする。
2. 測定方法及び評価方法は、環境基準と同一とする。
3. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が 10 μm 以下のものをいう。
4. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が 2.5 μm の粒子を 50% の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。
5. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。

快適な生活環境の確保に係る目標値

物質	環境目標値	達成時期
浮遊粒子状物質	1 年平均値が 0.015mg/m ³ 以下であること。	達成し、維持するよう努めるものとする。

- 注) 1. 地域は、名古屋市全域とする。
2. 測定方法は、環境基準と同一とする。評価方法は、測定結果の 1 年平均値を環境目標値と比較し、その他については、環境基準の評価方法を準用する。
3. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が 10 μm 以下のものをいう。

出典:「環境目標値を定める告示の一部改正について」(平成 29 年名古屋市告示第 804 号)

(イ) 大気汚染防止法等による規制

「大気汚染防止法」(昭和 43 年法律第 97 号)、「県民の生活環境の保全等に関する条例」(平成 15 年愛知県条例第 7 号)及び「市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例」(平成 15 年名古屋市条例第 15 号)により、固定発生源(工場や事業場)から排出又は飛散する大気汚染物質について、物質の種類ごと、施設の種類・規模ごとに排出基準等が定められている。

本事業は、大気汚染防止法等の対象となる施設ではない。

(2) 騒音

ア 環境基準等

「環境基本法」に基づく騒音に係る環境基準を表 3-2-16 に示す。

表 3-2-16(1) 騒音に係る環境基準(一般地域)

(単位:デシベル)

地域の類型	時間の区分	昼間	夜間
		6時～22時	22時～翌日の6時
AA		50以下	40以下
A及びB		55以下	45以下
C		60以下	50以下

出典:「騒音に係る環境基準について」(平成10年環境庁告示第64号)

表 3-2-16(2) 騒音に係る環境基準(環境騒音の地域の類型)

地域の類型	該当地域
A	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域
B	第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及び都市計画区域で用途地域の定められていない地域
C	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

備考:第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域又は工業地域は都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する地域をいい、都市計画区域で用途地域の定められていない地域は、同法第5条第1項の規定により指定された都市計画区域であって同法第8条第1項第1号に規定する用途地域の定められていない地域をいう。

出典:「騒音に係る環境基準の地域の類型」(平成24年名古屋告示第141号)

表 3-2-16(3) 騒音に係る環境基準(道路に面する地域)

(単位:デシベル)

地域の類型	時間の区分	昼間	夜間
		6時～22時	22時～翌日の6時
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域		60以下	55以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域		65以下	60以下

注) 1. 車線とは1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

2. 幹線交通を担う道路に近接する空間を除く。

出典:「騒音に係る環境基準について」(平成10年環境庁告示第64号)

表 3-2-16(4) 騒音に係る環境基準(幹線交通を担う道路に近接する空間)

(単位:デシベル)

基準値	
昼間(6時～22時)	夜間(22時～翌日の6時)
70以下	65以下
備考:個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下)によることができる。	

注) 1. 「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、県道及び4車線以上の市町村道をいう。
 2. 「幹線交通を担う道路に近接する空間(区域)」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定する。

(1) 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル

(2) 2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル

出典:「騒音に係る環境基準について」(平成10年環境庁告示第64号)

イ 特定工場等に係る騒音の規制基準

特定工場等に係る騒音について、「騒音規制法」(昭和43年法律第98号)及び名古屋市環境保全条例により一定規模以上の騒音発生設備を有する特定工場について規制基準を設けている。特定工場等に係る騒音の規制基準を表3-2-17に示す。

表 3-2-17 特定工場等に係る騒音の規制基準

(単位:デシベル)

区域の区分	時間の区分 地域の類型	昼間	朝・夕	夜間
		8時～19時	6時～8時 19時～22時	22時～翌日の6時
第1種区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域	45	40	40
第2種区域	第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域	50	45	40
第3種区域	近隣商業地域、商業地域及び準工業地域	65	60	50
	都市計画区域で用途地域の定められていない地域	60	55	50
第4種区域	工業地域	70	65	60
	工業専用地域	75	75	70

- 注) 1. 第3種区域及び第4種区域内に所在する学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所、医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び、同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲50メートルの区域内における基準は、上の表に掲げるそれぞれの値から5デシベルを減じた値とする。
2. 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域又は準住居地域に接する工業地域の当該接する境界線から当該工業地域内へ50メートルの範囲内における基準は、上の表に掲げるそれぞれの値から5デシベルを減じた値とする。ただし、1.の適用を受ける地域を除く。

出典:「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」(昭和43年厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示第1号)
「特定工場等において発生する騒音の規制基準」(昭和61年名古屋市告示第107号)

ウ 特定建設作業に係る騒音規制基準

特定建設作業騒音は、「騒音規制法」及び名古屋市環境保全条例で規制されており、規制基準を表3-2-18に示す。

表 3-2-18 特定建設作業に係る騒音の規制基準

規制の種別	地域の区分	基準
基準値	1、2、3	85 デシベル
作業時間	1	午後 7 時～翌日の 7 時の時間内でないこと
	2	午後 10 時～翌日の 6 時の時間内でないこと
*1 日当たりの作業時間	1	10 時間を超えないこと
	2	14 時間を超えないこと
作業期間	1、2、3	連続 6 日を超えないこと
作業日	1、2、3	日曜日その他の休日でないこと

- 注) 1. 基準値は、騒音特定建設作業の場所の敷地の境界線での値。
 2. 基準値を超えている場合、騒音の防止の方法の改善のみならず、1 日の作業時間を 4 時間以上 * 欄に定める時間未満の間において短縮させることを勧告・命令することができる。
 3. 1 地域:ア 第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び都市計画区域で用途地域の定めのない地域
 イ 工業地域及び工業専用地域のうち、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 39 条第 1 項に規定する保育所、医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び、同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法(昭和 25 年法律第 118 号)第 2 条第 1 項に規定する図書館、老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね 80m の区域
 2 地域:工業地域(1 地域のイの区域を除く。)
 3 地域:工業専用地域(1 地域のイの区域を除く。)
- 出典:「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」(昭和 43 年 11 月 27 日 厚生省・建設省告示第 1 号)
 「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準により指定する区域」(昭和 61 年名古屋市告示第 108 号)

エ 自動車騒音の要請限度

「騒音規制法」に基づく自動車騒音の要請限度を表 3-2-19 に示す。

表 3-2-19 自動車騒音の要請限度

(単位:デシベル)

区域の区分	時間の区分	
	昼間 6 時～22 時	夜間 22 時～翌日の 6 時
a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65	55
a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70	65
b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域 及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75	70
幹線交通を担う道路に引接する区域	75	70

- 注) 区域区分
 a 区域:第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域及び第 2 種中高層住居専用地域
 b 区域:第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域及び都市計画区域で用途地域の定められていない地域
 c 区域:近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域
- 出典:「騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」(平成 12 年総理府令第 15 号)
 「騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める総理府令による区域の区分」(平成 12 年名古屋市告示第 89 号)

(3) 振動

ア 特定工場等に係る振動の規制基準

特定工場等に係る振動について、「振動規制法」(昭和 51 年法律第 64 号)及び名古屋市環境保全条例により一定規模以上の振動発生設備を有する特定工場について規制基準を設けている。特定工場等に係る振動の規制基準を表 3-2-20 に示す。

表 3-2-20 特定工場等に係る振動の規制基準

(単位:デシベル)

区域の区分	地域の類型	時間の区分	
		昼間 7時～20時	夜間 20時～翌日の7時
第1種区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域	60	55
	第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域	65	55
第2種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び都市計画区域で用途地域の定められていない地域	65	60
	工業地域	70	65
	工業専用地域	75	70

- 注) 1. 工業地域のうち、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 39 条第 1 項に規定する保育所、医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び、同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法(昭和 25 年法律第 118 号)第 2 条第 1 項に規定する図書館、老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲 50m の範囲内の基準は上の表の値から 5 デシベルを減じた値とする。
2. 第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域又は準住居地域に接する工業地域の境界線から工業地域へ 50m の範囲内の基準は上の表の値から 5 デシベルを減じた値とする。

出典:「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」(昭和 51 年 11 月 10 日 環境庁告示第 90 号)
 「特定工場等において発生する振動の規制基準」(昭和 61 年名古屋市告示第 111 号)

イ 特定建設作業に係る振動規制基準

特定建設作業振動は、「振動規制法」及び名古屋市環境保全条例で規制されており、規制基準を表 3-2-21 に示す。

表 3-2-21 特定建設作業に係る振動の規制基準

規制の種別	地域の区分	基準
基準値	1、2、3	75 デシベル
作業時間	1	午後 7 時～翌日の 7 時の時間内でないこと
	2	午後 10 時～翌日の 6 時の時間内でないこと
*1 日当たりの作業時間	1	10 時間を超えないこと
	2	14 時間を超えないこと
作業期間	1、2、3	連続 6 日を超えないこと
作業日	1、2、3	日曜日その他の休日でないこと

- 注) 1. 基準値は、振動特定建設作業の場所の敷地の境界線での値。
 2. 基準値を超えている場合、振動の防止の方法の改善のみならず、1 日の作業時間を 4 時間以上*欄に定める時間未満の間において短縮させることを勧告・命令することができる。
 3. 1 地域:ア 第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び都市計画区域で用途地域の定めのない地域
 イ 工業地域及び工業専用地域のうち、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 39 条第 1 項に規定する保育所、医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び、同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法(昭和 25 年法律第 118 号)第 2 条第 1 項に規定する図書館、老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね 80 m の区域
 2 地域:工業地域(1 地域のイの区域を除く。)
 3 地域:工業専用地域(1 地域のイの区域を除く。)

出典:「振動規制法施行規則」(昭和 51 年 11 月 10 日 総理府令第 58 号)
 「振動規制法施行規則別表第 1 号の規定に基づく区域の指定」(昭和 61 年名古屋告示第 112 号)

ウ 道路交通振動の要請限度

「振動規制法」に基づく道路交通振動の要請限度を表 3-2-22 に示す。

表 3-2-22 道路交通振動の要請限度

(単位:デシベル)

区域の区分	時間の区分	
	昼間(7 時～20 時)	夜間(20 時～翌日の 7 時)
第 1 種区域	65	60
第 2 種区域	70	65

- 注) 第 1 種区域:第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域
 第 2 種区域:近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び都市計画区域で用途地域の定められていない地域

出典:「振動規制法施行規則」(昭和 51 年総理府令第 58 号)
 「振動規制法施行規則別表第 2 備考 1 及び 2 の規定に基づく区域の区分及び時間の指定」(昭和 61 年名古屋告示第 113 号)

(4) 悪臭

名古屋市は市内全域が「悪臭防止法」(昭和46年法律第91号)の規制地域であり、特定悪臭物質について排出濃度規制が行われている。敷地境界線における特定悪臭物質の規制基準を表3-2-23に示す。

また、名古屋市環境保全条例において指導基準値(臭気指数)を設定しており、複合した臭気に対しての規制を行っている。指導基準値を表3-2-24に示す。

表 3-2-23 悪臭の規制基準(敷地境界線)

特定悪臭物質	基準値(ppm)
アンモニア	1
メチルメルカプタン	0.002
硫化水素	0.02
硫化メチル	0.01
二硫化メチル	0.009
トリメチルアミン	0.005
アセトアルデヒド	0.05
プロピオンアルデヒド	0.05
ノルマルブチルアルデヒド	0.009
イソブチルアルデヒド	0.02
ノルマルバレルアルデヒド	0.009
イソバレルアルデヒド	0.003
イソブタノール	0.9
酢酸エチル	3
メチルイソブチルケトン	1
トルエン	10
スチレン	0.4
キシレン	1
プロピオン酸	0.03
ノルマル酪酸	0.001
ノルマル吉草酸	0.0009
イソ吉草酸	0.001

備考: 気体排気口の規制基準は、悪臭防止法施行規則第3条に規定する方法により算出して得た流量とする。

排出水の規制基準は、規則第4条に規定する方法により算出して得た濃度とする。

出典: 「悪臭防止法施行規則」(昭和47年総理府令第39号)

「悪臭物質の排出規制地域及び悪臭物質の種類ごとの規制基準」(昭和48年名古屋市告示第182号)

表 3-2-24 悪臭の指導基準値

区域の区分		指導基準値	
種別	該当地域	事業場の敷地の境界線における臭気指数	事業場の排出口から排出される臭気指数
第1種区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	10	25
第2種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 未指定地域	13	27
第3種区域	工業地域 工業専用地域	15	30

備考:1. 区域の区分該当地域の欄中の各地域(未指定地域を除く)は、都市計画法第8条第1項第1号の規定による地域をいい、未指定地域とはその他の地域をいう。

2. 第3種区域内に所在し、その敷地が第1種区域と接している事業場については、第2種区域に係る指導基準値を適用する。ただし、当該事業場の敷地境界で第1種区域に接しない部分については、第3種区域に係る事業場の敷地の境界線における臭気の濃度の指導基準値を適用する。

出典:「悪臭対策指導指針」(平成15年名古屋市告示第412号)

(5) 水質

ア 環境基本法及びダイオキシン類対策特別措置法による環境基準等

「環境基本法」に基づく人の健康の保護に関する環境基準(健康項目)を表 3-2-25 に示す。また、生活環境の保全に関する環境基準(生活環境項目)は、河川、湖沼、海域といった水域別に環境基準が設定されており、環境基準を表 3-2-26 に示す。さらに、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく、ダイオキシン類に係る環境基準を表 3-2-27 に示す。

調査地域を流れる天白川は、C類型に指定されている。

表 3-2-25 人の健康の保護に関する環境基準(健康項目)

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	シマジン	0.003mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
PCB	検出されないこと。	ベンゼン	0.01mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	セレン	0.01mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	ふっ素	0.8mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	ほう素	1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下		

- 注) 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
 2. 「検出されないこと」とは、排水基準を定める省令第 2 条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。
 3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
 4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

出典:「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和 46 年環境庁告示第 59 号)

表 3-2-26(1) 生活環境の保全に関する環境基準(生活環境項目(河川))

類型	利用目的の適応性	水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN/100mL以下
A	水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/100mL以下
B	水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	5,000MPN/100mL以下
C	水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	—
D	工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	—
E	工業用水3級、環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L以上	—

- 注) 1. 基準値は日間平均値とする。
 2. 農業利用水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする。
 3. 「利水目的の詳細は、以下のとおりである。
 自然環境保全: 自然探勝等の環境保全
 水道1級: ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道2級: 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 水道3級: 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 水産1級: ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 水産2級: サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 水産3級: コイ、フナ等、β—中腐水性水域の水産生物用
 工業用水1級: 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 工業用水2級: 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 工業用水3級: 特殊の浄水操作を行うもの
 環境保全: 国民の日常生活(沿岸の遊歩道を含む。)において不快感を生じない限度

出典: 「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年環境庁告示第59号)

表 3-2-26(2) 生活環境の保全に関する環境基準(生活環境項目(河川))

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下

- 注) 基準値は年間平均値とする。
 出典: 「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年環境庁告示第59号)

表 3-2-27 ダイオキシン類に係る環境基準(水質及び水底の底質)

媒体	基準値	備考
水質	1pg-TEQ/L 以下	基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキ シンの毒性に換算した値とする。
水底の底質	150pg-TEQ/L 以下	

注) 基準値(水底の底質を除く。)は、年間平均値とする。

出典:「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準
について」(平成11年環境庁告示第68号)

イ 公害関係法令、条例による排出基準等

(ア) 水質汚濁に係る環境目標値

「名古屋市環境基本条例」第5条の2第1項の規定により、水質汚濁に係る環境目標値が定められている。水の安全性に関する目標は「市内全ての公共用水域において、水質汚濁に係る環境基準に定める、人と健康の保護に関する環境基準を達成すること」となっている。水質の汚濁に関する目標及び親しみやすい指標による目標を表3-2-28に示す。調査地域を流れる天白川は、全域が河川の☆☆に区分されている。

表 3-2-28(1) 水質汚濁に係る環境目標値(河川)

水質の汚濁に関する目標

区分		☆☆☆	☆☆	☆
水質のイメージ		川に入っの遊びが楽しめる	水際での遊びが楽しめる	岸辺の散歩が楽しめる
項目	単位	/		
水素イオン濃度(pH)	—	6.5以上8.5以下	6.5以上8.5以下	6.5以上8.5以下
生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/L	3以下	5以下	8以下
浮遊物質(SS)	mg/L	10以下	15以下	20以下
溶存酸素量(DO)	mg/L	5以上	5以上	3以上
ふん便性大腸菌群数	個/100mL	1,000以下	—	—
全亜鉛	mg/L	0.03以下	0.03以下	0.03以下
ノニルフェノール	mg/L	0.002以下	0.002以下	0.002以下
直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩(LAS)	mg/L	0.05以下	0.05以下	0.05以下

注) 1. pH、DO、ふん便性大腸菌群数及びSSは日間平均値とする。

2. BODの年間評価については、75%水質値によるものとする。

3. 全亜鉛、ノニルフェノール及びLASについては、年間平均値とする。

出典:「環境目標値を定める告示」(平成17年名古屋市告示第402号)

表 3-2-28(2) 水質汚濁に係る環境目標値(河川)

親しみやすい指標による目標

区分	☆☆☆	☆☆	☆
水質のイメージ	川に入っでの遊びが楽しめる	水際での遊びが楽しめる	岸辺の散歩が楽しめる
水のごり(透視度)	にごりがない (おおむね 70cm 以上)	にごりが少ない (おおむね 50cm 以上)	にごりがある (おおむね 30cm 以上)
水のおい	顔を近づけても不快でないこと。	水際に寄っても不快でないこと。	橋や護岸で不快でないこと。
水の色	異常な着色のないこと。	異常な着色のないこと。	異常な着色のないこと。
水の流れ	流れのあること。	流れのあること。	流れのあること。
ごみ	ごみが捨てられていないこと。	ごみが捨てられていないこと。	ごみが捨てられていないこと。
生物指標	(淡水域) アユ、モロコ類、ヒラタカゲロウ類、カワゲラ類 (汽水域) マハゼ、スズキ、ボラ、ヤマトシジミ	(淡水域) カマツカ、オイカワ、コカゲロウ類、シマトビゲラ類、ハグロトンボ (汽水域) マハゼ、スズキ、ボラ、ヤマトシジミ	(淡水域) フナ類、イトトンボ類、ミズムシ(甲殻類)、ヒル類 (汽水域) フジツボ類、ゴカイ類

出典:「環境目標値を定める告示」(平成 17 年名古屋市告示第 402 号)

(イ) 水質汚濁防止法及びダイオキシン類対策特別措置法による排水基準等

本事業により設置される施設は、「水質汚濁防止法」(昭和 45 年法律第 138 号)及び「ダイオキシン類対策特別措置法」に定める特定施設に該当しない。

(6) 地盤、地下水及び土壌

ア 地盤

調査地域は、「工業用水法」(昭和 31 年法律第 146 号)による揚水規制の地域には含まれないが、名古屋市環境保全条例によって地下水の採取規制が定められている。

イ 土壌・地下水

(ア) 環境基本法及びダイオキシン類対策特別措置法による環境基準等

「環境基本法」に基づく土壌の汚染に係る環境基準を表 3-2-29 に、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく、ダイオキシン類に係る環境基準を表 3-2-30 に示す。

また、「環境基本法」に基づく地下水の水質汚濁に係る環境基準を表 3-2-31 に示す。

表 3-2-29 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る。)において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。

- 注) 1. 環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあつては定められた方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
2. カドミウム、鉛、六価クロム、砒(ひ)素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち、検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。
3. 「検液中に検出されないこと」とは、測定結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
4. 有機燐(りん)とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。
5. 平成 29 年 4 月 1 日より「クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)」及び「1,4-ジオキサン」が設定されている。

出典:「土壌汚染に係る環境基準について」(平成 3 年環境庁告示第 46 号)

表 3-2-30 ダイオキシン類に係る環境基準(土壌)

基準値	備考
1,000pg-TEQ/g 以下	基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

注) 環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

出典:「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準について」(平成 11 年環境庁告示第 68 号)

表 3-2-31 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	シマジン	0.003mg/L 以下
PCB	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	ベンゼン	0.01mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	セレン	0.01mg/L 以下
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	ふっ素	0.8mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	ほう素	1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

注) 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

2. 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

4. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

5. 塩化ビニルモノマーの名称は、平成 29 年 4 月 1 日より「クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)」に変更されている。

出典:「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」(平成 9 年環境庁告示第 10 号)

(イ) 土壌汚染対策法及び農用地の土壌の汚染防止等に関する法律

「土壌汚染対策法」(平成14年法律第53号)において、表3-2-32に示す特定有害物質による汚染の可能性がある場合、都道府県知事は当該土地の所有者に土壌汚染状況調査を命じ、汚染が認められた場合には、その区域を要措置区域等として指定することが定められている。

また、「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」(昭和45年法律第139号)においては、表3-2-33に示す特定有害物質による農用地の汚染がある場合、都道府県知事は農用地土壌汚染対策地域として指定し農用地土壌汚染対策計画を策定することが定められている。

調査地域は、「土壌汚染対策法」の指定地域、「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」の農用地土壌汚染対策地域のどちらにも指定されていないが、名古屋市環境保全条例に基づく形質変更時届出管理区域が1箇所指定されている。

表 3-2-32 土壌汚染対策法で定める特定有害物質

特定有害物質の名称	土壌溶出量基準	第二溶出量基準	土壌含有量基準	地下水基準
カドミウム及びその化合物	0.01mg/L以下	0.3mg/L以下	150mg/kg以下	0.01mg/L以下
六価クロム化合物	0.05mg/L以下	1.5mg/L以下	250mg/kg以下	0.05mg/L以下
クロロエチレン	0.002mg/L以下	0.02mg/L以下		0.002mg/L以下
シマジン	0.003mg/L以下	0.03mg/L以下		0.003mg/L以下
シアン	検出されないこと。	1mg/L以下	50mg/kg以下(遊離シアンとして)	検出されないこと。
チオベンカルブ	0.02mg/L以下	0.2mg/L以下		0.02mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下	0.02mg/L以下		0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	0.04mg/L以下		0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	1mg/L以下		0.1mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	0.4mg/L以下		0.04mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下	0.02mg/L以下		0.002mg/L以下
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	0.2mg/L以下		0.02mg/L以下
水銀及びその化合物	水銀0.0005mg/L以下であり、かつ、アルキル水銀が検出されないこと。	水銀0.005mg/L以下であり、かつ、アルキル水銀が検出されないこと。	水銀15mg/kg以下	水銀0.0005mg/L以下であり、かつ、アルキル水銀が検出されないこと。
セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	0.3mg/L以下	150mg/kg以下	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	0.1mg/L以下		0.01mg/L以下
チウラム	0.006mg/L以下	0.06mg/L以下		0.006mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下	3mg/L以下		1mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	0.06mg/L以下		0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	0.03mg/L以下	0.3mg/L以下		0.03mg/L以下
鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	0.3mg/L以下	150mg/kg以下	0.01mg/L以下
砒素及びその化合物	0.01mg/L以下	0.3mg/L以下	150mg/kg以下	0.01mg/L以下
ふっ素及びその化合物	0.8mg/L以下	24mg/L以下	4,000mg/kg以下	0.8mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L以下	0.1mg/L以下		0.01mg/L以下
ほう素及びその化合物	1mg/L以下	30mg/L以下	4,000mg/kg以下	1mg/L以下
PCB	検出されないこと。	0.003mg/L以下		検出されないこと。
有機りん化合物	検出されないこと。	1mg/L以下		検出されないこと。

注) 平成29年4月1日より「クロロエチレン」が設定されている。

出典:「土壌汚染対策法施行令」(平成14年政令第336号)

「土壌汚染対策法施行規則」(平成14年環境省令第29号)

表 3-2-33 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律で定める特定有害物質

特定有害物質の種類	基準
カドミウム及びその化合物	米 1kg につきカドミウム 0.4mg を超える
銅及びその化合物	土壌 1kg につき銅 125mg 以上
砒素及びその化合物	土壌 1kg につき砒素 15mg 以上

出典:「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律施行令」(昭和 46 年政令第 204 号)

(ウ) 条例等

名古屋市環境保全条例において定められている、特定有害物質による土壌汚染の有無を判断する基準である土壌汚染等処理基準を表 3-2-34 に示す。

表 3-2-34 土壌汚染等処理基準

特定有害物質の名称	土壌溶出量基準	土壌含有量基準	地下水基準
カドミウム及びその化合物	0.01mg/L 以下	150mg/kg 以下	0.01mg/L 以下
六価クロム化合物	0.05mg/L 以下	250mg/kg 以下	0.05mg/L 以下
クロロエチレン	0.002mg/L 以下		0.002mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下		0.003mg/L 以下
シアン	検出されないこと。	50mg/kg 以下 (遊離シアンとして)	検出されないこと。
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下		0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下		0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下		0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下		0.1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下		0.04mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下		0.002mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下		0.02mg/L 以下
水銀及びその化合物	水銀 0.0005mg/L 以下であり、かつ、アルキル水銀が検出されないこと。	水銀 15mg/kg 以下	水銀 0.0005mg/L 以下であり、かつ、アルキル水銀が検出されないこと。
セレン及びその化合物	0.01mg/L 以下	150mg/kg 以下	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下		0.01mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下		0.006mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下		1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下		0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.03mg/L 以下		0.03mg/L 以下
鉛及びその化合物	0.01mg/L 以下	150mg/kg 以下	0.01mg/L 以下
砒素及びその化合物	0.01mg/L 以下	150mg/kg 以下	0.01mg/L 以下
ふっ素及びその化合物	0.8mg/L 以下	4,000mg/kg 以下	0.8mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下		0.01mg/L 以下
ほう素及びその化合物	1mg/L 以下	4,000mg/kg 以下	1mg/L 以下
PCB	検出されないこと。		検出されないこと。
有機りん化合物	検出されないこと。		検出されないこと。

注) 平成 29 年 4 月 1 日よりクロロエチレンが追加されている。

出典:「市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例施行規則」(平成 15 年名古屋市規則第 117 号)

(7) 日照障害

「建築基準法」(昭和25年法律第201号)に基づく日影規制の状況を表3-2-35に示す。

また、同表の(ろ)欄、(は)欄、(に)欄の該当する区分は、表3-2-36のとおり「名古屋市中高層建築物日影規制条例」(昭和52年名古屋市条例第58号)に基づき指定されている。

また、「中高層建築物の建築にかかる紛争の予防及び調整に関する条例」(平成11年名古屋市条例第40号)により、中高層建築物の建築主等は、建築物により学校、児童福祉施設等に冬至日に日影となる部分を生じさせる場合には、日影の影響について特に配慮しなくてはならないとしている。

表 3-2-35 建築基準法に基づく日影規制

(い) 地域又は区域	(ろ) 制限を受ける建築物		(は) 平均地盤面 からの高さ	(に) 日影時間		
				区分	敷地境界線か らの水平距離が 10m以内	敷地境界線から の水平距離が 10mを超える
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 田園住居地域	軒の高さが7mを超える建築物又は地階を除く階数が3以上の建築物		1.5m	(1)	3時間	2時間
				(2)	4時間	2.5時間
				(3)	5時間	3時間
第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	高さが10mを超える建築物		4m又は6.5m	(1)	3時間	2時間
				(2)	4時間	2.5時間
				(3)	5時間	3時間
第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、準工業地域	高さが10mを超える建築物		4m又は6.5m	(1)	4時間	2.5時間
				(2)	5時間	3時間
用途地域の指定のない区域	イ	軒の高さが7mを超える建築物又は地階を除く階数が3以上の建築物	1.5m	(1)	3時間	2時間
				(2)	4時間	2.5時間
				(3)	5時間	3時間
	ロ	高さが10mを超える建築物	4m	(1)	3時間	2時間
				(2)	4時間	2.5時間
				(3)	5時間	3時間

注)1. この表において、平均地盤面からの高さとは、当該建築物が周囲の地面と接する位置の平均の高さにおける水平面からの高さをいうものとする。

2. (ろ)、(は)、(に)欄の区分については、地方公共団体がその地方の気候及び風土、当該区域の土地利用の状況等を勘案して条例で指定するものである。

出典:「建築基準法」(昭和25年法律第201号)

表 3-2-36 名古屋市中高層建築物日影規制条例に基づく日影規制

(い)欄に規定する地域又は区域	(ろ)欄から選択	(は)欄から選択	(に)欄から選択
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域			(1)
第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域		4m	(1)
第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域		4m	(1)
近隣商業地域、準工業地域		4m	(2)
用途地域の指定のない区域	容積率が十分の十	イ	(1)
	容積率が十分の二十	ロ	(2)

注) 第二種住居地域で、容積率が十分の四十と定められた区域は、愛知県建築基準条例第11条が適用される。

出典:「名古屋市中高層建築物日影規制条例」(昭和52年名古屋市条例第58号)

(8) 廃棄物等

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和 45 年法律第 137 号)により、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物を排出する事業者は、産業廃棄物処理基準等に従って適正な処理を行うことが定められている。

また、名古屋市では、前述の法律を補う観点から、「名古屋市産業廃棄物の適正な処理及び資源化の促進に関する条例」(平成 15 年名古屋市条例第 68 号)を制定し、産業廃棄物の適正な処理の確保及び資源化の促進のために必要な事項を定めることにより、循環型社会の形成に寄与するとともに、市民の健康で快適な生活を営むことが出来る良好な環境の保全を図ろうとしている。

(9) 自然環境法令等による指定

ア 自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例

調査地域において「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」(昭和 48 年愛知県条例第 3 号)により指定された地域はない。

イ 自然公園法等

調査地域において「自然公園法」(昭和 32 年法律第 161 号)及び「愛知県立自然公園条例」(昭和 43 年愛知県条例第 7 号)に基づき自然公園に指定された地域はない。

ウ 都市公園法

調査地域において「都市公園法」(昭和 31 年法律第 79 号)により指定された都市計画公園及び都市計画緑地の状況を図 3-2-12 に示す。

エ 風致地区

調査地域において「都市計画法」(昭和 43 年法律第 100 号)に基づく風致地区に指定された地域はない。

オ 特別緑地保全地区

調査地域において「都市緑地法」(昭和 48 年法律第 72 号)に基づく特別緑地保全地区の状況を図 3-2-12 に示す。

カ 生産緑地法

調査地域において「生産緑地法」(昭和 49 年法律第 68 号)により指定された生産緑地地区の状況を図 3-2-12 に示す。

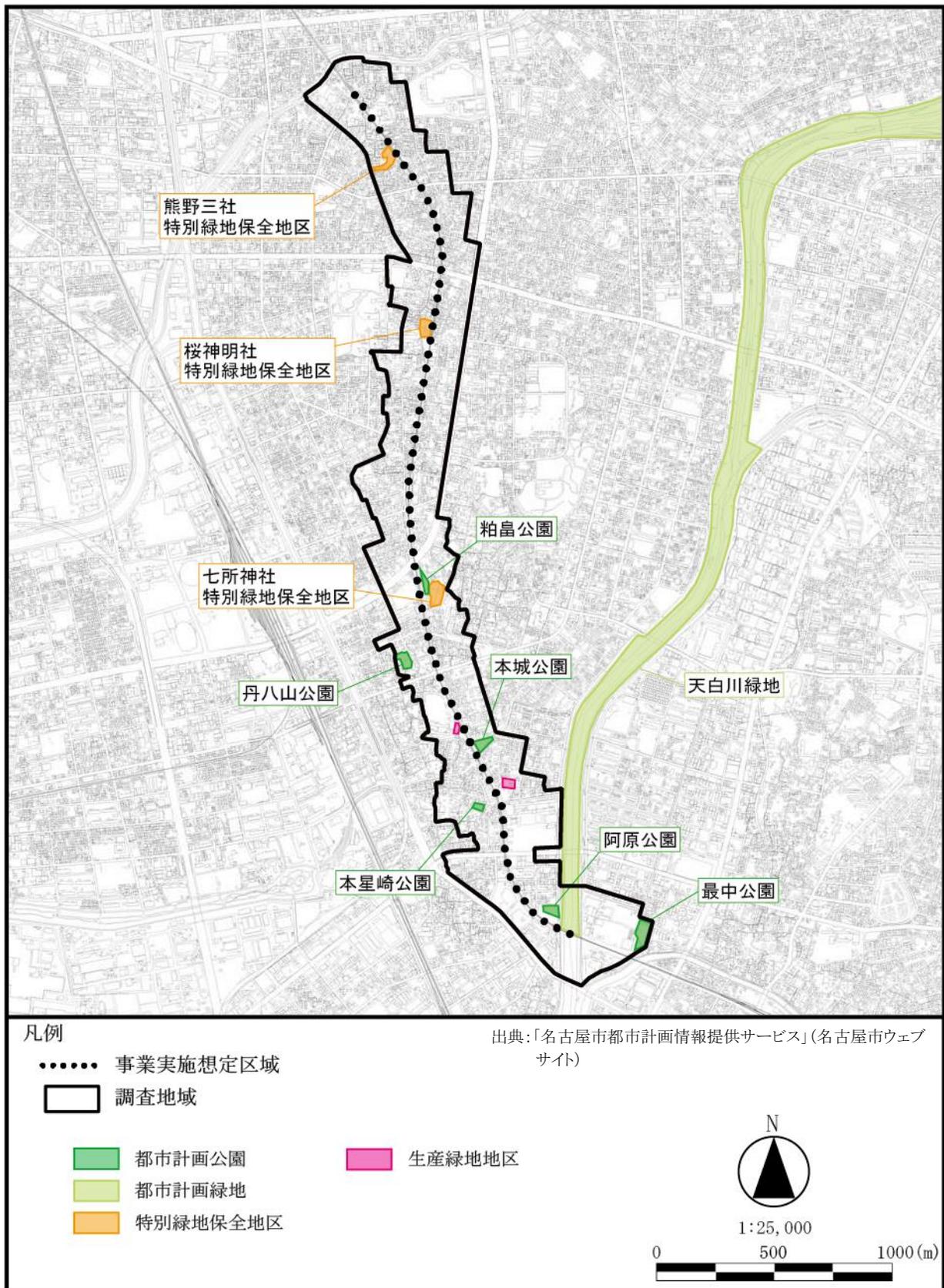


図 3-2-12 自然環境法令等による指定状況

キ 森林法

調査地域において「森林法」(昭和 26 年法律第 249 号)に基づく保安林に指定された地域はない。

ク 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律

調査地域は「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」(平成 14 年法律第 88 号)による鳥獣保護区に指定されていないが、全域が特定猟具使用禁止区域に指定されている。

ケ 農業振興地域等

調査地域において「農業振興地域の整備に関する法律」(昭和 44 年法律第 58 号)に基づく農業振興地域及び農用地区域に指定された地域はない。

(10) 防災上の地域指定

ア 河川保全区域

調査区域において「河川法」(昭和 39 年法律第 167 号)に基づく河川保全区域に天白川が指定されており、河川区域より 18m の区域が指定されている。

イ 砂防指定地

調査地域において「砂防法」(明治 30 年法律第 29 号)により砂防指定地に指定された地域はない。

ウ 地すべり防止区域

調査地域において「地すべり等防止法」(昭和 33 年法律第 30 号)により地すべり防止区域に指定された区域はない。

エ 急傾斜地崩壊危険区域

調査地域において「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」(昭和 44 年法律第 57 号)に基づき急傾斜地崩壊危険区域に指定された箇所を表 3-2-37 及び図 3-2-13 に示す。

表 3-2-37 急傾斜地崩壊危険区域の状況

区域名	がけの形態		土質
	角度(度)	高さ(m)	
南区朝拝区域	40	7	砂利粘土
南区呼続二丁目区域	30	8	砂利混り土

出典:「名古屋市地域防災計画 ⑥付属資料編」(名古屋市、平成 29 年)

オ 土砂災害警戒区域

調査地域において「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(平成 12 年法律第 57 号)に基づく土砂災害警戒区域等に指定された区域を図 3-2-13 に示す。

カ 災害防止区域

調査地域において「建築基準法」(昭和25年法律第201号)第39条に基づく「名古屋市臨海部防災区域建築条例」(昭和36年名古屋市条例第2号)により建築を制限された区域はない。

キ 防火地域

調査地域において「都市計画法」(昭和25年法律第201号)に基づく防火地域等に指定された区域を図3-2-13に示す。

ク その他

調査地域は、台風に伴う高潮による浸水が最大2～5m想定されている。

また、東海・東南海地震による液状化危険度の高い地域になっている。

出典:「愛知県高潮浸水想定公表について」(愛知県ウェブサイト)

「愛知県防災学習システム」(愛知県ウェブサイト)

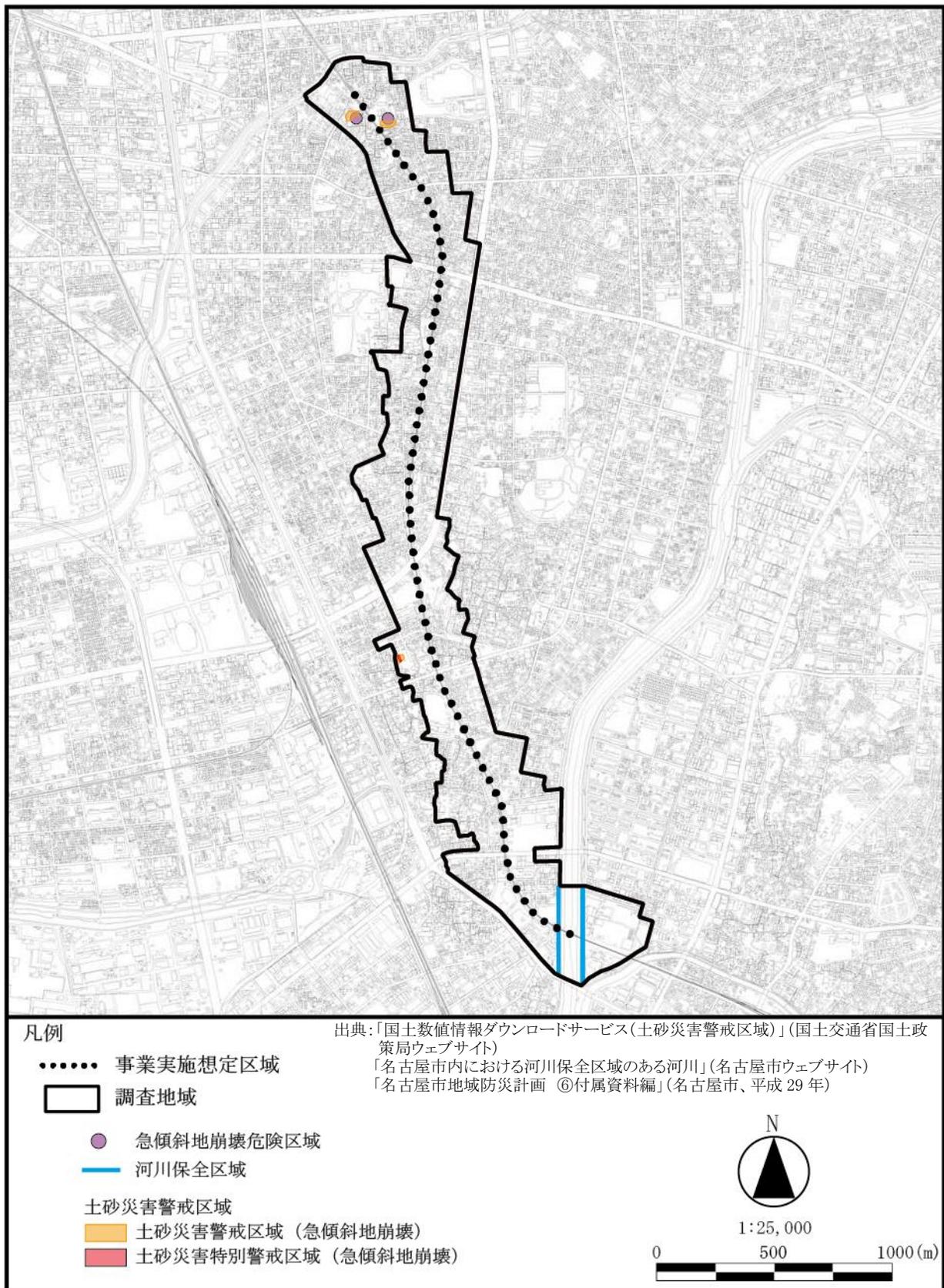


図 3-2-13(1) 防災上の地域指定状況(急傾斜地崩壊危険区域等)

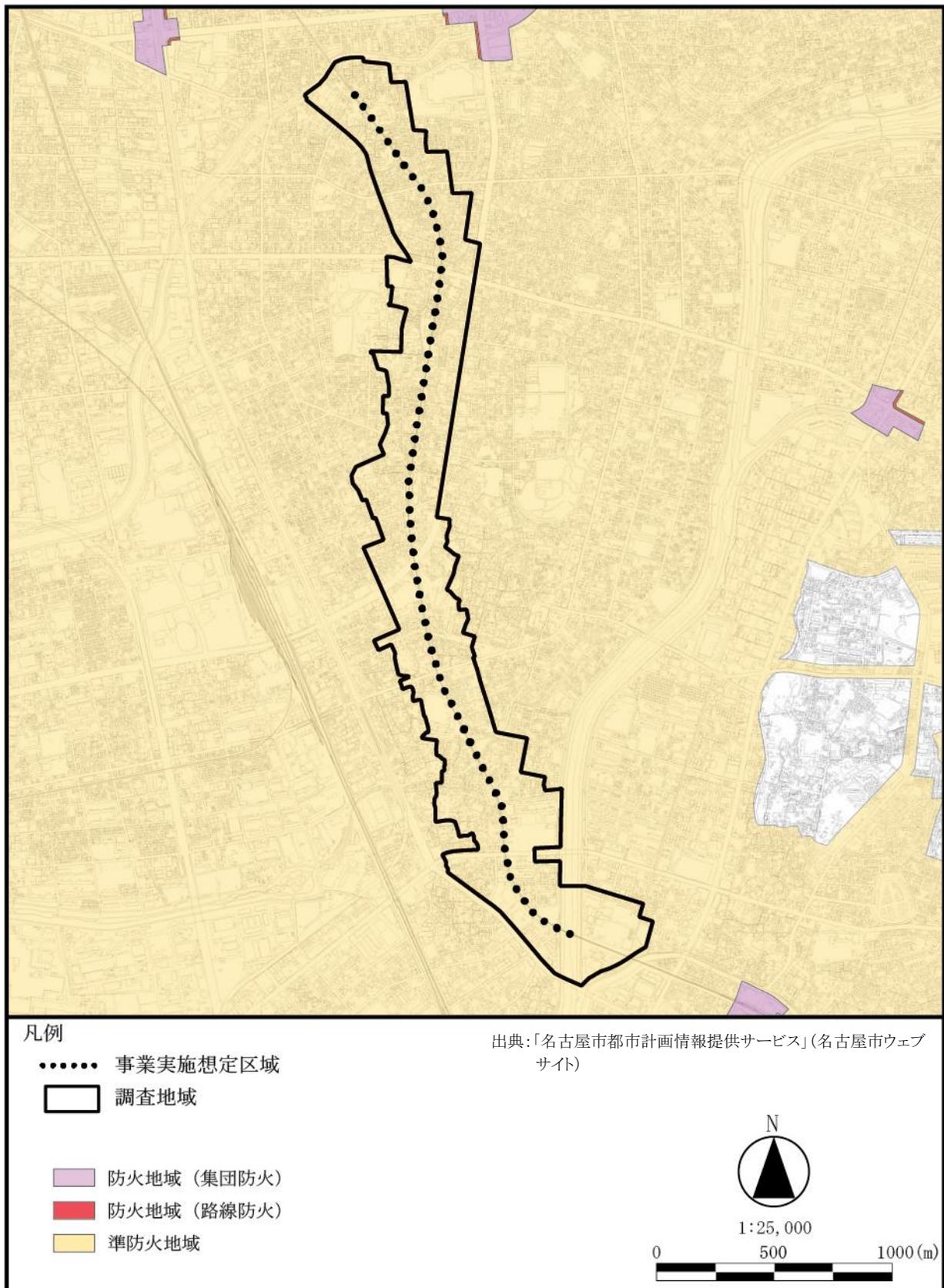


図 3-2-13(2) 防災上の地域指定状況(防火地域等)

3-2-7 環境保全に関する計画等

(1) 環境基本計画

ア 愛知県環境基本計画

(ア) 環境保全に係る方針

愛知県環境基本計画は、愛知県環境基本条例第 9 条に基づき、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定されている。社会情勢の変化や環境政策の多様化を踏まえて、持続可能な社会の構築にむけて環境保全の取組を進めるため、平成 26 年 5 月に「第 4 次愛知県環境基本計画」が策定された。

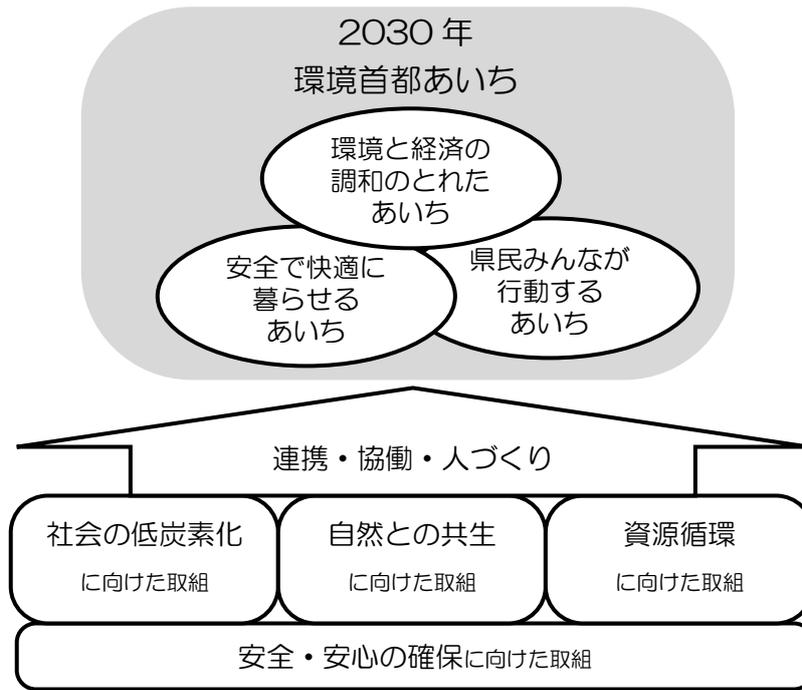
「第 4 次愛知県環境基本計画」では、表 3-2-38 のとおり、計画の目標を「県民みんなで未来へつなぐ『環境首都あいち』」と定め、「3 つのあいち」づくりを通して目標実現を目指している。

表 3-2-38 計画の目標と実現のための「3つのあいち」づくり

計画の目標	県民みんなで未来へつなぐ『環境首都あいち』
目標の実現に向けた「3つのあいち」づくり	環境と経済の調和のとれたあいち 我が国の経済をけん引する日本一のモノづくり地域として、あらゆる経済・産業活動において常に環境に配慮した取組が積極的に実施され、良好な環境のもとで持続的に発展する地域。
	安全で快適に暮らせるあいち 公害のない安全な生活空間が確保されるとともに、日常生活の中で安らぎや自然の豊かさを実感することができ、すべての県民がいつまでも暮らしていきたいと思える、日本一安全で快適な地域。
	県民みんなが行動するあいち 県民一人ひとりが環境に対する高い意識を持ち、それぞれの立場で、環境配慮行動に日本一活発に取り組む地域。

出典:「第 4 次愛知県環境基本計画」(愛知県、平成 26 年)

「第 4 次愛知県環境基本計画」では、目標実現に向けて、汚染者負担の原則や予防的取組の実施といった環境政策における基本的な考え方を踏まえつつ、県の特徴や地域特性に応じた総合的な施策展開を図 3-2-14 のとおり図っている。



出典:「第4次愛知県環境基本計画」(愛知県、平成26年)

図 3-2-14 目標の実現に向けた環境施策展開のイメージ

(イ) 環境保全に関する取組

「第4次愛知県環境基本計画」に定めた目標実現に向けた「3つのあいち」づくりと施策展開の考え方を踏まえ、「安全・安心の確保」、「社会の低炭素化」、「自然との共生」及び「資源循環」の4つの取組分野ごとに、平成32年度までに取り組むべき施策の方向性を図3-2-15に示す。

2020年度までの環境施策の方向	環境と経済の調和のとれたあいち	安全で快適に暮らせるあいち	県民みんなが行動するあいち
安全・安心の確保に向けた取組分野	<ul style="list-style-type: none"> ■事業者による自発的・積極的な環境負荷の低減 <ul style="list-style-type: none"> ・環境マネジメントシステムの導入支援など、自発的な環境配慮の促進 ・環境影響評価制度の推進 ■化学物質の自主的な管理 <ul style="list-style-type: none"> ・事業者の自主的な化学物質の適正管理の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ■健康で安全に暮らしてできる環境の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・各種環境法令等に基づく工場・事業場への規制・指導 ■非常時の環境汚染に対する体制の構築 <ul style="list-style-type: none"> ・工場等における火災・事故などを想定した、行政・事業者によるマニュアル等の整備・見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ■身近な環境における気づきと行動の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・身近な川の水の汚れ具合や、水辺の生きものの調査などを行う水質/水/水辺保全事業の実施 ■環境学習の総合的な推進 <ul style="list-style-type: none"> ・愛知県環境学習等行動計画に基づく総合的な環境学習の推進
社会の低炭素化に向けた取組分野	<ul style="list-style-type: none"> ■事業活動に伴う温室効果ガス排出量の抑制 <ul style="list-style-type: none"> ・事業者による自主的な排出削減取組の促進 ■社会の低炭素化に貢献する製品製造と新たな環境産業の創出 <ul style="list-style-type: none"> ・環境負荷低減やエネルギー関連の先進的な実証実験・技術開発の支援 	<ul style="list-style-type: none"> ■再生可能エネルギーの利用促進によるエネルギーの地産地消 <ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電施設等の導入促進 ■環境と自動車利用の調和した社会の実現 <ul style="list-style-type: none"> ・次世代自動車等先進エコカーの導入促進、充電インフラなど次世代自動車のインフラ整備の促進 ■環境負荷の少ない快適な都市・地域基盤づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ■社会の低炭素化へ向けた意識とライフスタイルの変革 <ul style="list-style-type: none"> ・CO₂排出量の「見える化」(エネルギー使用に伴うCO₂排出量を把握する「環境家計簿」等)の普及促進 ■環境負荷の少ない商品やサービスの購入の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・「グリーン購入」の普及促進
自然との共生に向けた取組分野	<ul style="list-style-type: none"> ■生物多様性の保全と開発・事業活動との調和 <ul style="list-style-type: none"> ・開発などにおいて、自然への影響を回避、最小化した後に残る影響も、生態系ネットワークの形成に役立つ場所や内容で代替することにより、開発区域内のみならず、区域外も含めて自然の保全・再生を促すための“調和負荷低減の仕組み”である「あいちメディアゲーション」の導入 	<ul style="list-style-type: none"> ■生態系ネットワークの形成を意図した自然環境の保全 <ul style="list-style-type: none"> ・生態系ネットワークの形成(地域の生態系ネットワーク協議会の設置及び取組)の推進 ■恵み豊かな伊勢湾・三河湾の環境の保全・再生 <ul style="list-style-type: none"> ・「三河湾環境再生プロジェクト」の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ■生物多様性の価値(自然の恵み)への理解と保全に向けた実践行動の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・NPOなどが実施する森と川の環境保全活動や環境学習への支援 ■健全な水循環の再生に向けた実践行動の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・市町村と連携した市民の生活排水対策活動の普及
資源循環に向けた取組分野	<ul style="list-style-type: none"> ■廃棄物などの未利用資源を地域内で循環させる循環ビジネスの活性化 <ul style="list-style-type: none"> ・循環ビジネスの発掘・創出支援、専業化の支援 ■事業活動に伴う廃棄物の削減 <ul style="list-style-type: none"> ・多量排出事業者の産業廃棄物処理計画による産業廃棄物減量化の取組指導 	<ul style="list-style-type: none"> ■廃棄物の適正な処理と3Rの促進に向けた体制整備 <ul style="list-style-type: none"> ・市町村におけるごみ排出量の削減や資源循環の取組支援 ■廃棄物の不法投棄などの不適正処理の未然防止 <ul style="list-style-type: none"> ・排出事業者及び処理業者に対する、産業廃棄物の適正処理の指導の徹底 	<ul style="list-style-type: none"> ■ごみの発生抑制・再使用を意図したライフスタイルへの変革 <ul style="list-style-type: none"> ・リデュースとリユースの実践例の紹介等による「もったいない」の精神の普及啓発 ■地域に根ざした環境美化活動への参加 <ul style="list-style-type: none"> ・協働による地域の環境美化の取組促進

出典:「第4次愛知県環境基本計画」(愛知県、平成26年)

図 3-2-15 2020年度までの環境施策の方向

イ 名古屋市環境基本計画

(ア) 計画の位置付け

「第3次名古屋市環境基本計画」(名古屋市、平成23年)は、環境行政を推進する上で、中心的な役割を担う環境面における総合的な計画である。

2050年を見据えた「水の環復活」、「低炭素都市」、「生物多様性」の3つの長期戦略を踏まえて「2050年の環境都市ビジョン」を描き、それに向けた今後10年間の施策の方向性と主な施策を示している。

(イ) 計画目標

名古屋市がめざす環境都市ビジョンとして「土・水・緑・風が復活し、あらゆる生命が輝くまち」を掲げており、これを実現していくために4つの環境都市像を表3-2-39のとおり定めている。

表 3-2-39 名古屋市の環境都市像

環境都市像	環境まちづくりの方向性
健康安全都市	大気と水環境が良好な状態にあり、健康で安全、かつ快適な生活環境が保全されているまち
循環型都市	廃棄物などの発生抑制や資源の循環利用、適正処理が促進され、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷が最小限に抑えられているまち
自然共生都市	生態系ネットワークが広がって、健全な水循環が回復し、豊かな水と土・緑、多様な生きものが身近に感じられるまち
低炭素都市	自然エネルギーなどの利用が促進され、ライフスタイル・ビジネススタイルの省エネルギー化が進むなど、少ないエネルギー消費で快適な生活ができるまち

出典:「第3次名古屋市環境基本計画」(名古屋市、平成23年)

(2) 地球温暖化防止に関する取組状況

ア 愛知県の取組

愛知県では、京都議定書の発効に先立ち「あいち地球温暖化防止戦略」を平成17年1月に策定し、その後平成24年2月に「あいち地球温暖化防止戦略2020」へ改定し、地球温暖化防止に関する取り組みを総合的かつ計画的に取り組んできた。その後、京都議定書に代わる新たな国際的枠組みである「パリ協定」の採択・発効や、我が国における2030年度までの温室効果ガス排出量削減目標設定とその目標達成のための「地球温暖化対策計画」の閣議決定など、社会情勢に大きな変化があった。

愛知県では、こうした社会情勢の変化等に対応し、新戦略として「あいち地球温暖化防止戦略2030」を平成30年2月に策定した。

この戦略では、温室効果ガス排出量の低減により地球温暖化の抑制に取り組む「緩和策」とともに、それでも避けられない影響に対して被害を最小限にとどめるよう「適応策」に取り組む、としている。また、2050年頃に持続可能な低炭素社会を実現することを長期的な目標とし、2030年度における愛知県内からの温室効果ガス排出量を、2013年度と比べて26%削減するという目標が示されている。愛知県における施策体系は表3-2-40のとおりである。

表 3-2-40 温室効果ガス対策(愛知県)

取組分野		県の施策の方向性
1 「暮らし」における低炭素化 【家庭部門対策】		<ul style="list-style-type: none"> ■ 低炭素型のライフスタイルへの転換を促進する ■ 家庭のエネルギー消費を削減する ■ 環境に配慮した住宅を普及する
2 「事業活動」における低炭素化 【産業・業務部門対策】		<ul style="list-style-type: none"> ■ 大規模事業者による低炭素型の事業活動を促進する ■ 中小規模事業者による低炭素型の事業活動を促進する ■ 環境に配慮した建築物を普及する ■ 低炭素型の技術・製品・サービスの提供を促進する ■ 農林水産業の省エネ化を促進する ■ 行政による率先取組を推進する
3 地域環境の 低炭素化	3-1 「自動車利用」における低炭素化 【運輸部門対策】	<ul style="list-style-type: none"> ■ 環境負荷の低い交通・運輸への転換を促進する ■ 自動車使用に伴う環境負荷を低減する
	3-2 「地域」における低炭素化	<ul style="list-style-type: none"> ■ 環境負荷の小さな都市づくりを推進する
	3-3 「再生可能エネルギー等」の利活 用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 太陽エネルギーの恵みを有効活用する ■ 未利用資源・エネルギーなど地域の資源を活用する ■ 水素社会の実現に向けた取組を推進する ■ 環境・新エネ分野の産業振興を推進する
4 その他の温 室効果ガス の削減対策	4-1 廃棄物由来の二酸化炭素対策	<ul style="list-style-type: none"> ■ 廃棄物の排出量や処分量を抑制する ■ 廃棄物を資源として活用する
	4-2 代替フロン等の対策	<ul style="list-style-type: none"> ■ フロン類の排出を抑制する
5 温室効果ガスの吸収源対策		<ul style="list-style-type: none"> ■ 森林の持つ多面的機能を発揮させる ■ 吸収したCO₂を長期間貯蔵する ■ 身近な吸収源を確保する
6 低炭素社会の形成に向けた「人づくり(環境学習・教育)」		<ul style="list-style-type: none"> ■ 低炭素型の価値観を形成する ■ 指導者や専門的な技術・知識を持つ人材を育成する

出典:「あいち地球温暖化防止戦略2030」(愛知県、平成30年)

イ 名古屋市の取組

名古屋市では、低炭素で快適な都市なごやを目指して、平成 21 年 11 月に「低炭素都市 2050 なごや戦略」を策定した。この戦略では、名古屋の自然や風土を生かしたまちづくりを進め、1990 年度比で 2050 年までの長期目標として温室効果ガス 8 割削減、2020 年(平成 32 年)までの中期目標として 25% 削減に挑戦することを掲げている。「低炭素都市なごや戦略実行計画」は、この中期目標に向けた具体的な施策を掲げるとともに、「第 2 次名古屋市地球温暖化防止行動計画(目標年次 2010 年)」に続く新たな実行計画として策定した。

また、名古屋市環境保全条例において、温室効果ガスの排出量が相当程度多い事業所を対象に、地球温暖化対策計画書の作成・届出・公表を義務付け、事業活動における自主的な地球温暖化対策を促進している。

地球温暖化対策計画書制度において対象事業所から届出のあった温室効果ガス排出量の結果を表 3-2-41 に示す。

表 3-2-41 名古屋市の温室効果ガス排出量

(単位:万トン-CO₂)

届出年度(実績年度)	届出件数	基準年度排出量	目標年度排出量 (実績)	削減率 (実績)
平成 25 年度(22~24 年度)	326 件	330	328	-0.5%
平成 26 年度(23~25 年度)	17 件	9.0	8.1	-9.7%
平成 27 年度(24~26 年度)	84 件	44.8	41.6	-1.5%

注) 基準年度は実績年度の初年度の前年度、目標年度は実績年度の最終年度とする。

出典:「地球温暖化対策計画書制度」(名古屋市ウェブサイト)

(3) 景観に関する計画等

ア 美しい愛知づくり基本計画

愛知県は、平成18年3月に「美しい愛知づくり基本方針」を策定し、同時に基本理念及び施策の策定の基本となる「美しい愛知づくり条例」を制定した。また、施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成19年3月には「美しい愛知づくり基本計画」を制定した。さらに平成21年3月には、「愛知県公共事業景観整備指針(案)」が指定されている。「美しい愛知づくり基本計画」では、表3-2-42のとおり、基本目標と分野別の目標が示されている。

表 3-2-42 美しい愛知づくり基本計画の目標

■基本目標	未来につなぐ緑豊かな“美しい愛知”
■分野別の目標	多様な生物が共存する『自然景観』 ～変化に富んだ地形と生物多様性を支える自然環境を守ります～
	武家文化や近代化遺産が伝える『歴史景観』 ～先人達が築いてきた尾張や三河の歴史・文化を伝え残します～
	心の豊かさを映し出す『生活景観』 ～身近な文化を守り、育て、潤いと安らぎのある生活環境を創出します～
	「モノづくり」の活力が創り出す『産業景観』 ～産業により創出される特色ある景観を守り、育みます～

出典:「美しい愛知づくり基本計画」(愛知県ウェブサイト)

イ 名古屋市における景観に関する計画等

「名古屋市都市景観条例」(昭和59年名古屋市条例第17号)は、都市空間がすべての市民にとってかけがえのない共有財産であるとの認識のもとに名古屋のまちをさらに美しく魅力にあふれた快適な都市に育て、これを次世代の市民に引き継いでいくために制定された。さらに、良好な景観を形成するための方針、建築物等を建築する場合に守るべき景観形成上の基準、景観上重要な建造物・樹木の指定方針などを定めた「名古屋市景観計画」を平成19年に策定している。

名古屋市は全域が景観計画区域に指定されている。

景観計画区域で建築物、工作物の新築等を計画する場合は、景観形成基準への適合とともに、工事着工の30日前までに届出が必要とされている。本事業は、届出対象の工作物に該当する。

